

神戸市環境影響評価等技術指針

平成 25 年 4 月
神 戸 市

目 次

I	趣 旨	1
II	事前配慮・環境影響評価及び事後調査に関する共通事項	2
1	事前配慮・環境影響評価及び事後調査の手順	2
2	環境要素	2
3	環境影響評価等の対象とする行為等	3
4	環境保全措置	3
5	評価の手法	5
6	図書の公表	5
III	事前配慮に関する事項	6
1	事前配慮の手順	6
2	環境影響評価事前配慮書の作成	6
3	事業計画の決定	8
IV	環境影響評価に関する事項	9
1	環境影響評価の手順	9
2	現況調査の手法	13
3	予測の手法	14
V	事後調査に関する事項	15
1	事後調査の手順	15
2	事後調査計画書の作成及び事後調査の実施	16
3	事後調査結果の検討	17
4	事後調査の実施における留意点	18

VI	その他の手続に関する事項.....	19
1	第2類事業の判定手続.....	19
2	計画変更に係る手続.....	20
3	長期中断後の再開に係る手続.....	21
VII	図書の記載事項.....	23
1	一般的留意事項.....	23
2	事前配慮書.....	23
3	実施計画書.....	24
4	評価書案.....	25
5	評価書.....	25
6	事後調査計画書.....	26
7	事後調査報告書.....	26
8	事後調査報告概要書.....	27
別表1	対象事業の要件等の考え方.....	28
別表2	事前配慮事項.....	31
別表3	環境影響を評価する際整合性を検討すべき事項.....	39
別表4	地域の概況調査項目.....	40
別表5	現況調査項目.....	41
別表6	予測の項目及び方法.....	45
別表7	説明用資料の作成の際留意すべき事項.....	49
別表8	インターネットの利用により図書等を公表する際留意すべき事項.....	51

I 趣 旨

この技術指針は、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、事業者による事前配慮・環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）が科学的かつ適正に実施されるよう、環境影響評価の項目、事前配慮の実施方法、調査・予測及び評価の手法並びに事後調査の実施及び調査結果の検討などに関し、市が事業者に対して求める技術的事項を総括的に定めるものである。

環境影響評価等の対象の範囲は、神戸市民の環境をまもる条例（平成6年3月条例第52号）第2条第1号に規定する健全で快適な環境の確保並びに環境基本法（平成5年法律第91号）第14条第1号から第3号に掲げる事項*の確保、第2条第1項に規定する環境への負荷の低減及び第2条第2項に規定する地球環境保全の推進とする。

事業者は、実施しようとする対象事業（以下、条例第33条に規定する港湾計画を含む）の種類、規模及び地域の特性等を考慮して、この技術指針に基づき環境影響評価の項目を選定のうえ、計画の立案段階で事前配慮を行うことにより環境に配慮した事業計画を決定するとともに、その実施による環境への影響について適正に現況調査・予測及び評価を行い、事業の実施時には事後調査を行うものとする。

なお、事業者は、この技術指針に基づく環境影響評価等を実施するにあたっては、対象事業の特性及び予測方法の妥当性等を考慮のうえ、最新の科学的知見をもとに実施するよう努めるものとする。

また、科学的な調査・予測及び評価の手法、環境保全措置の具体例、図書への記載事項等、詳細な事項については、環境影響評価等に関するマニュアルにおいて示すものとし、マニュアルについては環境影響評価等に係る知見の集積等に応じて必要な改定を行う。

この技術指針で使用する用語で特に定めのない場合は、条例及び条例施行規則で使用する用語の例による。

* 環境基本法第14条第1号から第3号に掲げる事項

- ① 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること
- ② 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること
- ③ 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること

II 事前配慮・環境影響評価及び事後調査に関する共通事項

1 事前配慮・環境影響評価及び事後調査の手順

事前配慮・環境影響評価及び事後調査は図1の手順に従って実施する。

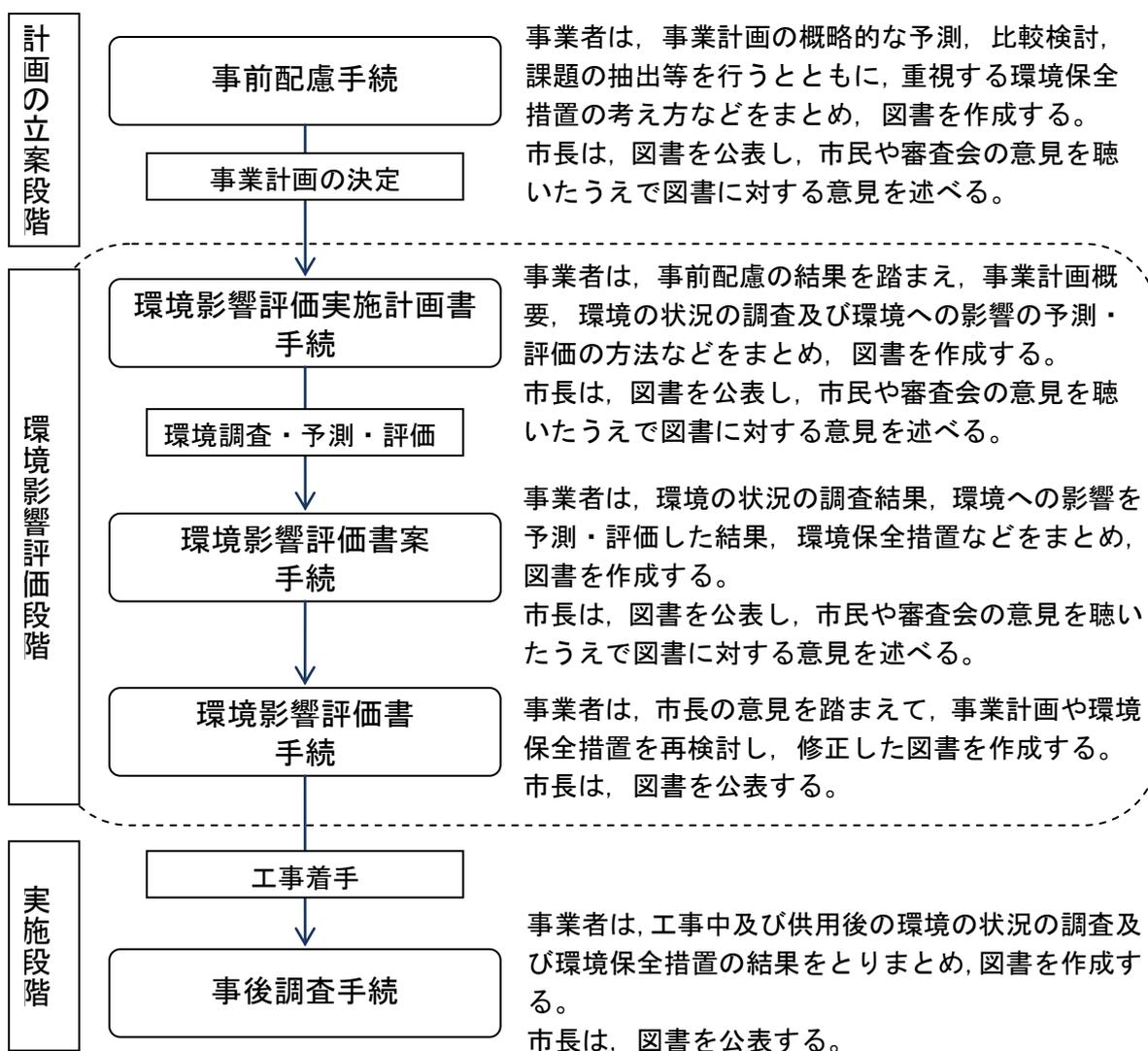


図1 事前配慮・環境影響評価及び事後調査の実施手順

2 環境要素

環境影響評価等の対象となる環境要素の範囲は、表1に掲げる区分に従う。

表1 環境要素の範囲

- (1)大気質, (2)騒音・低周波音, (3)振動, (4)悪臭, (5)水質, (6)底質, (7)地下水質, (8)土壌, (9)地形・地質, (10)地盤, (11)日照, (12)風害, (13)植物, (14)動物, (15)生態系, (16)人と自然との触れ合い活動の場, (17)景観, (18)文化環境*, (19)廃棄物等**, (20)地球温暖化, (21)オゾン層破壊, (22)その他***

(*) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号)第2条第6号に規定する文化環境(郷土の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして、郷土における歴史及び文化を具現し、及び形成している土地の状況並びに文化的遺産、

文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、及び発展させていくための基礎となる環境)をいう。

(**) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物及び建設発生土等建設工事に伴う副産物をいう。

(***) (1)～(21)以外の環境要素に影響を生じる場合において、事業者が環境影響評価等の対象として選定する項目とする。

3 環境影響評価等の対象とする行為等

環境影響評価等の対象は、対象事業の実施に伴う工事(土地の造成及び施設等の建設)に係る行為(港湾計画に係る環境影響評価(以下「港湾計画環境影響評価」という。))を除く。)、土地又は施設等の存在及び供用(土地又は施設等において行うことが予定されている事業活動その他の人の活動)に係る行為(以下「行為等」という。))とする。

なお、進入路の取付け、河川改修、工用道路の整備など、対象事業を実施しようとする事業者が当該対象事業と密接に関連して実施する行為(以下「関連行為」という。))を行う場合には、これらを環境影響評価等の対象に含める。

このほか、対象事業の要件等の考え方を別表1(→P28～30)に示す。

4 環境保全措置

(1) 共通的事項

ア 基本的な考え方

事業者は、別表2に示す事前配慮事項(→P31～38)を参考に対象事業(以下、関連行為を含む。))に係る計画の立案段階、環境影響評価段階及び実施段階の各段階において、事業者により実行可能な範囲内で以下に示す環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。))を検討し、実施する。

① 環境影響をできる限り回避し、又は低減するための措置

② 損なわれる環境の有する価値を必要に応じ代償するための措置

なお、①及び②において、環境への影響を回避することをまず優先して検討し、次に環境への影響を低減することを検討するものとし、これらの検討結果を踏まえたうえで必要に応じて当該対象事業の実施により損なわれる環境の有する価値と同程度又はそれ以上の環境価値を創出するための措置(以下「代償措置」という。))を検討する。

イ 検討にあたっての留意点

(ア) 次に掲げる事項を明らかにする。

① 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後になお存在する環境影響並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

② 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響

③ 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

(イ) 環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証するとともに、これらの検討の過程を明らかにする。

(ウ) 自然環境に関する環境保全措置については、以下の点に特に留意する。

- ① 希少種等を保全することとする場合、当該希少種等が放置によって消失するおそれがあるときは、可能な限り早期から環境保全措置を実施する必要があること
- ② 代償措置として希少種等を移植することとする場合、現在の生息・生育環境と移植を予定する場所の条件の違いや移植に関する難易度について事前に十分確認するとともに、移植後の維持管理体制についても十分考慮しておく必要があること
- ③ 自生種により緑地の回復・復元を行うこととする場合、その地域に固有の遺伝子を持つ自生種の供給システムが必ずしも確立していないことから、可能な限り、早期からこれを確保するための手立てについて検討し、事業計画に組み入れておく必要があること

(エ) 同一敷地内において、更新のために新設する施設の建設事業については、可能な限り環境影響の負荷を低減するよう検討を行う。

(2) 各段階における検討内容

ア 計画の立案段階

事業者は、別表2に示す事前配慮事項（→P31～38）に従って事前配慮を行う。

条例に規定する事前配慮の考え方は、個別の対象事業の計画の立案段階において、事業者が十分な環境配慮を行うことを義務づけるものであり、この段階では環境影響評価段階に比べて広範な内容の検討が行われ得るものであることから、以下の点に留意のうえ環境配慮を行う。

(ア) 環境への影響を回避し、又は低減することを中心とした環境保全措置の検討を行う。

(イ) 対象事業を実施しようとする区域（以下「事業実施区域」という。）の位置選定並びに土地利用計画の策定にあたっては、自然環境及び生活環境の保全について十分に配慮するとともに、事業実施区域及びその周囲における環境保全の方針、土地利用の状況及び環境の状況、さらには道路計画や面的整備計画等の各種計画等を考慮のうえ、広域的な視野に立った環境保全措置の検討を行う。

イ 環境影響評価段階（港湾計画環境影響評価を除く。）

事業者は、調査・予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じ建造物の構造や配置、環境保全設備及び工事の方法等に関する環境保全措置を検討する。

また、対象事業に着手した後に行う対象事業の実施が及ぼす環境影響についての調査（以下「事後調査」という。）の必要性及びその内容を検討する。

ウ 実施段階（港湾計画環境影響評価を除く。）

事業者は、計画の立案段階及び環境影響評価段階における検討の結果に基づき実施することとした環境保全措置を着実に実施する。

また、条例に基づく事後調査計画書に基づき事後調査を実施するとともに、事後調査の結果により対象事業に起因して環境に悪影響が生じていることが明らかとなった場合等には、環境保全措置の追加等を検討のうえ実施する。

5 評価の手法

事業者は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討の結果を踏まえ、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、Ⅱ. 4. (1). イ. (イ) の検討の過程を明らかにすることにより、可能な限り回避・低減の措置を行っているか否かについて評価を行う。なお、環境保全措置として、保全対象に対する影響の回避・低減ではなく、代償措置を検討した場合には、その理由を明らかにする。

また、環境基本法に基づく環境基準並びに神戸市環境基本計画及びその下位計画等、国、神戸市又は兵庫県によって、環境保全に係る基準又は目標等が具体的に定められている環境要素にあつては、別表 3 (→P39) を参考に当該基準又は目標等の維持・達成に係る整合性が図られているか否かについても検討する。

さらに、調査・予測及び評価の結果の概要を一覧できるように整理し、対象事業の実施による全体としての環境に及ぼす影響を把握することにより、総合的に評価する。

事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容・効果の程度を客観的資料に基づき明らかにしたうえで評価を行う。

6 図書の公表

事業者が環境影響評価事前配慮書（以下「事前配慮書」という。）、環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）、環境影響評価書（以下「評価書」という。）、事後調査計画書、事後調査結果報告書及びその概要書を作成した場合には、市長への提出を行う。公告・縦覧が行われる図書については当該公告の日から、その他の図書については提出後速やかに、電子版の図書をインターネットの利用により公表する。この際の留意事項を別表 8 (→P51) に示す。

Ⅲ 事前配慮に関する事項

1 事前配慮の手順

事前配慮は、図2に示す手順に従って実施する。

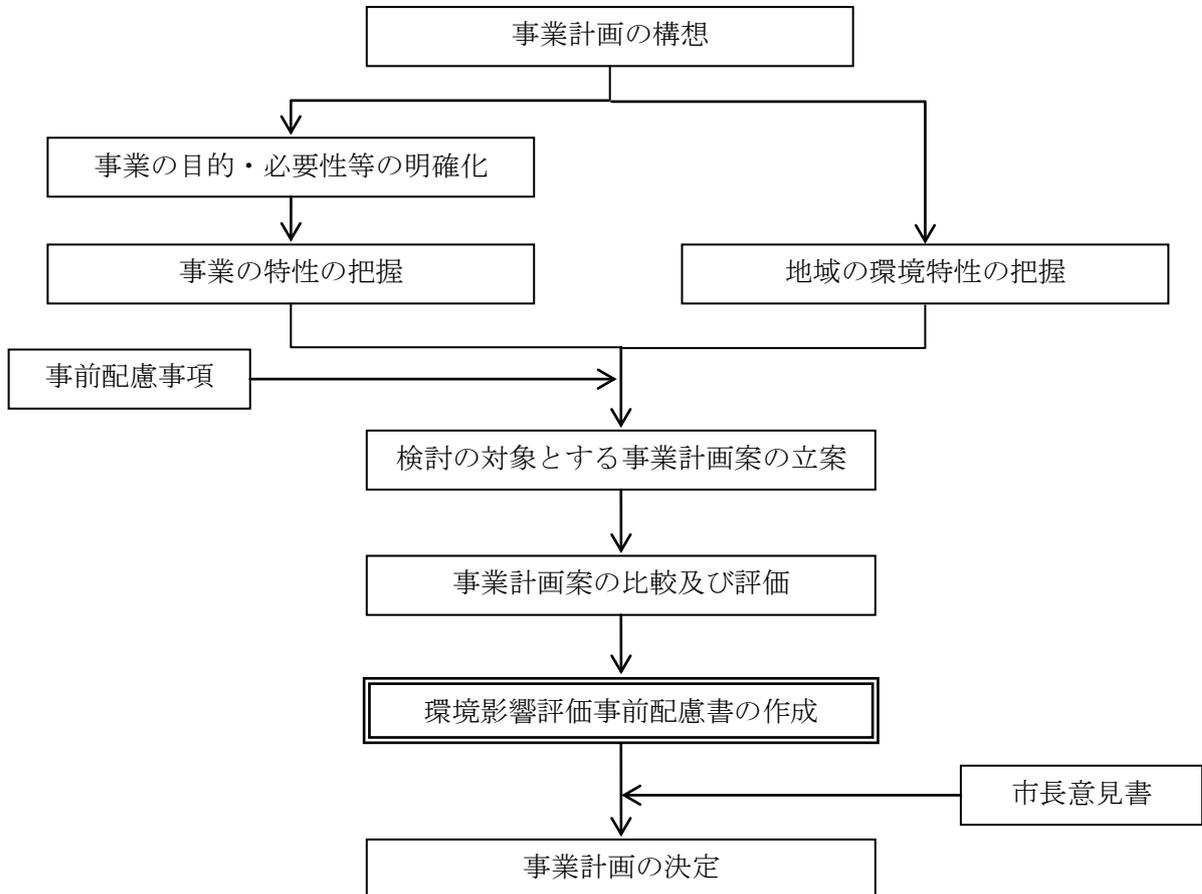


図2 事前配慮の実施手順

2 環境影響評価事前配慮書の作成

事業者は、以下の手順に従って事前配慮書を作成する。

(1) 事業の目的・必要性等の明確化

対象事業の目的・必要性について可能な限り具体的に記載する。

また、事前配慮手続の結果を最終的な事業計画の決定にどのように反映させていくのかについても具体的に記載する。

(2) 事業の特性の把握

対象事業の種類、規模に応じ、環境に影響を及ぼすおそれのある行為等を表2を参考に抽出し、対象事業の特性を把握する。

表2 行為等の例

区分	行為
工事	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の造成（樹木の伐採，埋立て・浚渫，切土工，盛土工，廃土の処分等） ・施設等の建設（基礎工，舗装工，鉄骨工，コンクリート工，建造物の解体，建設資材の運搬等） ・その他
存在	道路，鉄道・軌道，防波堤，工場・事業場，発電所，工業団地，流通業務団地，宅地，埋立地，レクリエーション施設，廃棄物処理施設，下水道終末処理施設，土石の採取場，飛行場，建築物，その他
供用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の利用（道路，鉄道・軌道等の利用） ・事業活動（工場・事業場等における気体，液体（汚水，温・冷水等），エネルギー（音，振動，熱等）及び固体（廃棄物等）等の排出並びに揚水・取水等） ・人の活動（居住，就労等） ・その他

（3）地域の環境特性の把握

事前配慮を実施するうえで必要な項目について，事業の特性の把握にあたり抽出した環境に影響を及ぼすおそれのある行為等を把握したうえで，事業実施区域及びその周囲を含む地域を基本に，現況評価が可能な既存資料の収集及び解析を行い，地域の環境特性を把握する。

ただし，希少種等の生息・生育情報など，既存資料によって地域の環境特性の把握が十分に行えないなど，必要がある場合には専門家等への聞き取り調査又は現地踏査等により補うものとする。

（4）検討の対象とする事業計画案の立案

事前配慮の検討にあたっては，複数の事業計画案を立案することを基本とし，やむを得ず，単一の事業計画案となる場合は，その理由を記載する。

事業計画案の立案にあたっては，事業の特性と地域の環境特性を考慮し，別表2に示す事前配慮事項（→P31～38）に従い，次の観点から検討を行う。なお，各事業計画案とも，社会的・経済的要因を踏まえ実現可能なものとする。

- ① 対象事業の実施場所又は経路，規模
- ② 対象事業の土地利用計画，施設配置計画
- ③ 対象事業において整備する施設の構造，方式
- ④ 対象事業の設備，工程

ただし，事前配慮手続は，最終的な事業計画の決定過程においてその内容を反映させることが目的であり，必ずしも複数の事業計画案のいずれかがそのまま最終的な事業計画になるとは限らないことに留意する。

（5）事業計画案の比較及び評価

事業の特性と地域の環境特性を考慮し，環境保全上重要な環境要素について，概略的な予測を実施する。環境の状態の変化又は環境への負荷の量については，可能な限り定量的に把握することを基本とし，定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

複数の事業計画案に関する予測結果は、環境要素ごとに表に整理して示すなどにより、相互比較を行う。

また、現況評価結果とも対比しながら、各事業計画案を比較検討し、各案の長所・短所を明確にしたうえで、事前配慮上の課題を抽出し、十分な環境配慮がなされているかどうか検討する。事前配慮上の課題については、不確実性の程度、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響などについても検討する。併せて、第2類事業にあつては、実施計画書から評価書に至る手続を自主的に実施するかどうかの見解を記載する。

これらの結果を踏まえ、事業計画を立案していくうえで、どの環境要素のどの側面に重点を置くのかについて、事業者の考え方を整理し、記載する。

併せて、環境保全措置の実施により予測結果のとおり環境への影響が回避・低減されているかどうかについて、以降の手続段階において調査・確認する方法を記載する。

なお、道路整備事業による既存道路の渋滞の解消など、対象事業の実施により見込まれる環境の改善効果についても評価の対象として差し支えない。

3 事業計画の決定

事業者は、事前配慮書についての市長の意見を勘案するとともに、事前配慮書に対する住民等の意見に配慮して、環境の保全について適正な配慮を行った事業計画を決定する。

事業計画を決定するまでの間に事業計画案を変更する場合は、VI. 2に定める計画変更に係る手続の対象とせず、実施計画書手続又はVI. 1に定める第2類事業の判定手続において、変更点及びその理由を示すものとする。

なお、事前配慮書についての市長の意見を勘案し事業計画案を大きく見直した場合等においては、事前配慮手続を再度実施することができる。

IV 環境影響評価に関する事項

1 環境影響評価の手順

環境影響評価は、図3に示す手順に従って実施する。

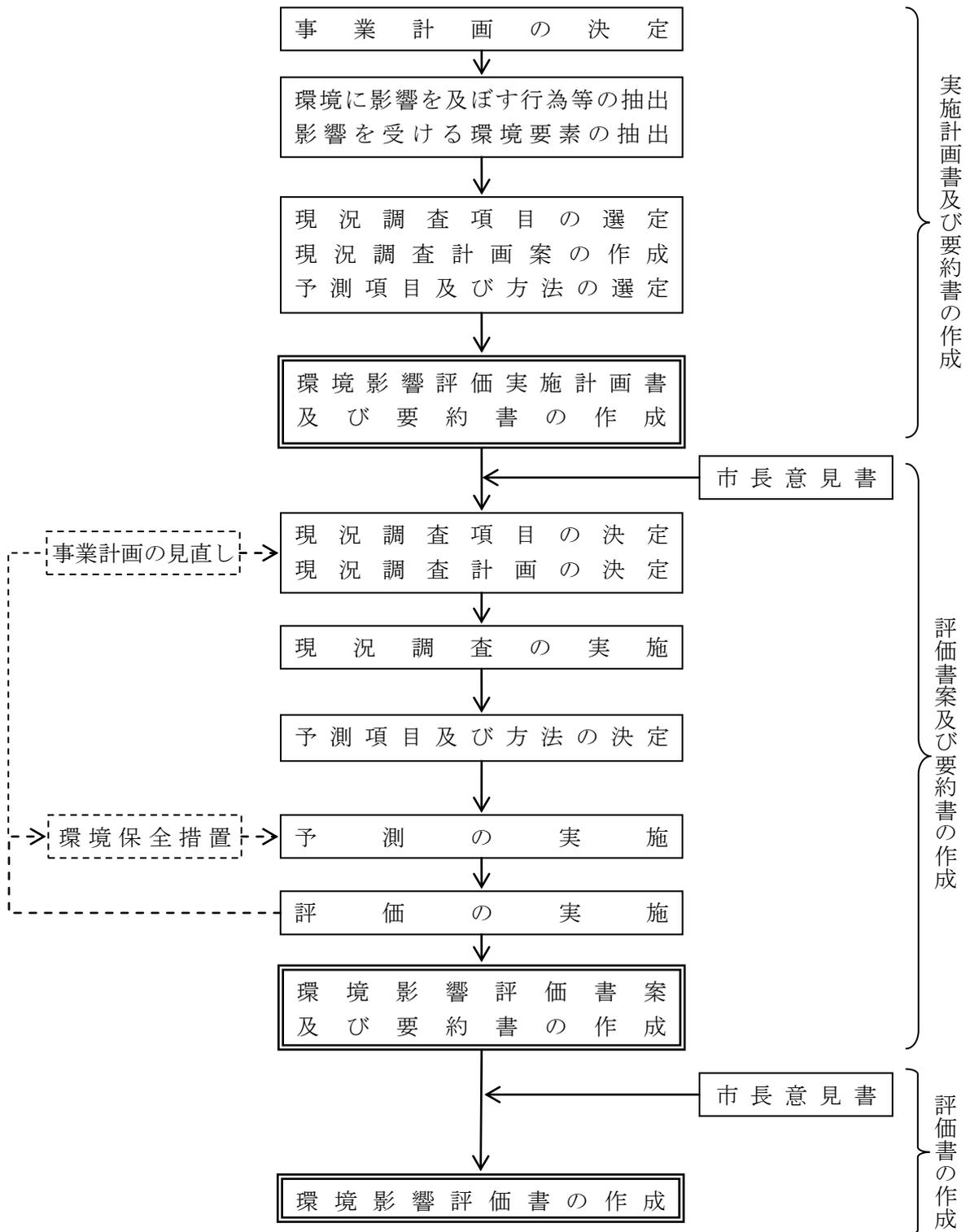


図3 環境影響評価の実施手順

(1) 環境影響評価実施計画書及びその要約書の作成（港湾計画環境影響評価を除く。）

事業者は、事前配慮手続を経て決定した計画内容を公表するとともに、当該事業計画を対象とする環境影響評価を適切に実施するため、以下の手順に従って実施計画書及びその要約書を作成する。

ア 事前配慮手続を経て決定した事業計画

実施計画書は事前配慮の結果を踏まえた対象事業の計画内容を公表する初めての機会となるため、事前配慮において重点的に配慮した事項や事前配慮書に記載した計画案のうち事業計画の基礎となった計画案及び当該計画案を選定した理由（変更がある場合は、変更した理由）とともに、決定した事業計画の位置、規模その他の計画諸元を整理し、事前配慮手続の結果をどのような形で具体的に実現するのかを明らかにする。

イ 地域の概況の把握

別表4（→P40）に示す地域の概況調査項目を参考に環境影響評価を実施するうえで必要な項目については、既存資料の収集、整理等により把握するものとし、最新の資料を用いることを基本とする。

地域の概況の把握は、事業実施区域及びその周囲を含む地域を基本に行う。

ウ 環境に影響を及ぼす行為等の抽出

対象事業の種類、規模に応じ、環境に影響を及ぼすおそれのある行為等を表2を参考に抽出する。

エ 影響を受ける環境要素の抽出

行為等と大気質、水質等の環境要素との関連、地域の概況を考慮して、行為等と環境要素の関連を表3に示す行為等・環境要素関連表により整理し、対象事業の実施により影響を受けると考えられる環境要素を抽出するとともに、調査・予測及び評価を行う環境影響評価の項目（細区分）を整理する。

環境要素（細区分を含む。）（以下「環境要素」という。）に追加し、又は環境要素から除外した場合は、その理由を行為等・環境要素関連表とともに実施計画書に記載する。

オ 現況調査項目の選定

エにより抽出した環境要素ごとに、事前配慮手続の結果を考慮して、別表5（→P41～44）を参考に現況調査として調査を行う項目（以下「現況調査項目」という。）を選定する。

カ 現況調査計画案の作成

現況調査項目ごとに、現況調査の内容、対象地域、調査期間・頻度、調査方法等調査の手法をとりまとめた現況調査計画案を作成する。

なお、調査地点及びその周辺地域の環境の状況の経時変化の程度が環境影響評価を実施するにあたって問題がないと事業者が判断する場合は、その理由を付して事前配慮の段階で実施した調査結果を活用することができる。

キ 予測項目及び方法の選定

エにより抽出した環境要素ごとに、事前配慮手続の結果を考慮して、別表6（→P45～48）を参考に予測項目及び方法を検討する。

表3 行為等・環境要素関連表

環境要素の区分	行為等の区分	工 事				存在・供用			
	細区分								
(1) 大 気 質									
(2) 騒音・低周波音									
(3) 振 動									
(4) 悪 臭									
(5) 水 質									
(6) 底 質									
(7) 地 下 水 質									
(8) 土 壤									
(9) 地形・地質									
(10) 地 盤									
(11) 日 照									
(12) 風 害									
(13) 植 物									
(14) 動 物									
(15) 生 態 系									
(16) 人と自然との触れ合い活動の場									
(17) 景 観									
(18) 文 化 環 境									
(19) 廃 棄 物 等									
(20) 地 球 温 暖 化									
(21) オゾン層破壊									

ク 実施計画書及びその要約書の作成

条例第9条に掲げる事項を記載した実施計画書及びその内容を平易にまとめた要約書を作成する。

要約書の作成にあたっては、別表7（→P49, 50）を参考に市民にとって分かりやすいものとする。

(2) 環境影響評価書案及びその要約書の作成

事業者は、実施計画書についての市長の意見を勘案するとともに、実施計画書に対する住民等の意見に配慮して、調査・予測及び評価を実施する。

環境要素ごとに調査・予測及び評価の結果をとりまとめ、以下の手順に従って評価書案及びその要約書を作成する。

ア 現況調査項目の決定

IV. 1. (1) .オにおいて選定した現況調査項目に検討を加え、現況調査項目を決定する。

イ 現況調査計画の決定

IV. 1. (1) .カにおいて作成した現況調査計画案に検討を加え、現況調査計画を決定する。

なお、IV. 1. (1) .エにおいて抽出した環境要素から、現況調査に係る環境要素に追加し、又は除外した場合には、その理由を評価書案に記載する。

ウ 現況調査の実施

現況調査計画に基づき、IV. 2に定める現況調査の手法に従い現況調査を実施する。

エ 予測項目及び方法の決定

IV. 1. (1) .キにおいて選定した予測項目及び方法に検討を加え、予測項目及び方法を決定する。

なお、IV. 1. (1) .エにおいて抽出した環境要素から、予測に係る環境要素に追加し、又は除外した場合には、その理由を評価書案に記載する。

オ 予測の実施

IV. 3に定める予測の手法に従い予測を実施する。

カ 評価の実施

II. 5に定める評価の手法に従い評価を実施する。

キ 評価書案及びその要約書の作成

条例第14条に掲げる事項を記載した評価書案及びその内容を平易にまとめた要約書を作成する。

要約書の作成にあたっては、別表7（→P49, 50）を参考に市民にとって分かりやすいものとする。

(3) 環境影響評価書の作成

事業者は、評価書案についての市長の意見を勘案するとともに、評価書案に対する住民等の意見に配慮して、評価書案の記載事項の検討及び補正を行い、条例第22条に掲げる事項を記載した評価書を作成する。

2 現況調査の手法

(1) 現況調査の内容

現況調査の内容は、資料調査及び現地調査とし、最新の調査によることを基本とする。

なお、調査地点及びその周辺地域の環境の状況の経時変化の程度が環境影響評価を実施するにあたって問題がないと判断される既存の調査内容（事前配慮の段階で実施した調査結果を含む。）がある場合には、これを活用することができる。

ア 資料調査

現況調査項目について、既存資料の収集、整理により行う。

イ 現地調査

現況調査項目について、環境影響評価を行ううえで十分な既存の資料等がない場合に現地調査を実施し、地域の環境の現況を把握する。

(2) 現況調査の対象地域

現況調査の対象地域（以下「調査地域」という。）は、事業実施区域及びその周囲並びに対象事業の実施により環境への影響が及ぶと考えられる範囲を含む地域とする。

調査地域の設定にあたっては、対象事業の実施が及ぼす環境への影響のほか、河川、海岸、山塊、道路、鉄道等の自然的・社会的要素を考慮する。

(3) 現況調査の期間・頻度

現況調査の期間・頻度は、環境の現況を十分把握でき、かつ、予測・評価を行ううえで十分な期間・頻度とする。

季節変動・日変動を有する現況調査項目については、季節変動・日変動が把握できる期間・頻度とする。

(4) 現況調査の方法

現況調査の方法は、地域の環境の状況を把握するうえで適切な方法を、予測及び評価の手法を考慮して選定する。

環境基準・指針等において調査方法が定められている場合には、これに準拠して現地調査を行う。

(5) 現況調査の実施における留意点

ア 調査によって得られる情報の整理方法

資料調査によって得られる情報は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査の日時等、当該情報の出所及びその妥当性を明らかにする。

希少種等の生息・生育場所に関する情報など、開示することにより環境保全に支障を生じるおそれがある情報については、これらの場所が特定できない形で整理するなどの配慮を行う。

イ 環境への影響の少ない調査の方法の選定

調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避・低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定する。

3 予測の手法

(1) 予測の対象地域

予測の対象地域は、現況調査の結果、対象事業の種類及び規模等を勘案して、予測項目ごとに調査地域を考慮して設定する。

(2) 予測の対象時期

ア 工事中

工事工程や工事用機械の配置状況等の工事計画を考慮し、工事による環境への影響が最大となる時期とし、環境要素ごとに設定する（港湾計画環境影響評価を除く。）。

イ 存在

施設等の存在する時期を設定する。

ウ 供用

供用開始後において施設等の供用状況が定常状態になる時期、その他予測に適切な時期を設定する。

また、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（バックグラウンド）を予測の前提条件として用いる場合には、前提条件として設定した時期とする。

なお、供用開始後、予測の時期に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化することが考えられる場合には、必要に応じて中間的な時期での予測について検討するとともに、当該検討の過程及び結果を明らかにする。

(3) 予測方法

IV. 1. (2) .エで決定した予測項目について、別表6（→P45～48）を参考に予測方法を選定する。

予測にあたっては、理論式等を用いることによって定量的に予測できるものは、定量的に予測する。定量的に予測することが困難なものについても、定性的な予測によりその変化の程度を明らかにする。

(4) 予測の実施における留意点

予測を実施する際は次の点に留意する。

- ① 対象事業の実施が環境に及ぼす影響の予測を基本とすること
- ② 予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等予測方法に係る諸条件については、その設定根拠を明確にすること
- ③ 予測方法として理論式等を用いる場合にあっては、当該理論式等の現況再現性について検討を加え、予測結果の信頼性を確保すること

V 事後調査に関する事項（港湾計画環境影響評価を除く。）

事後調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、予測方法の妥当性並びに予測及び評価の結果を検証するとともに、評価書に記載している環境保全措置の履行状況等を確認することを目的とする。

なお、これらの過程を通じて、必要に応じて環境保全措置の追加等を検討する。

1 事後調査の手順

事業者が実施する事後調査は、図4に示す手順に従う。

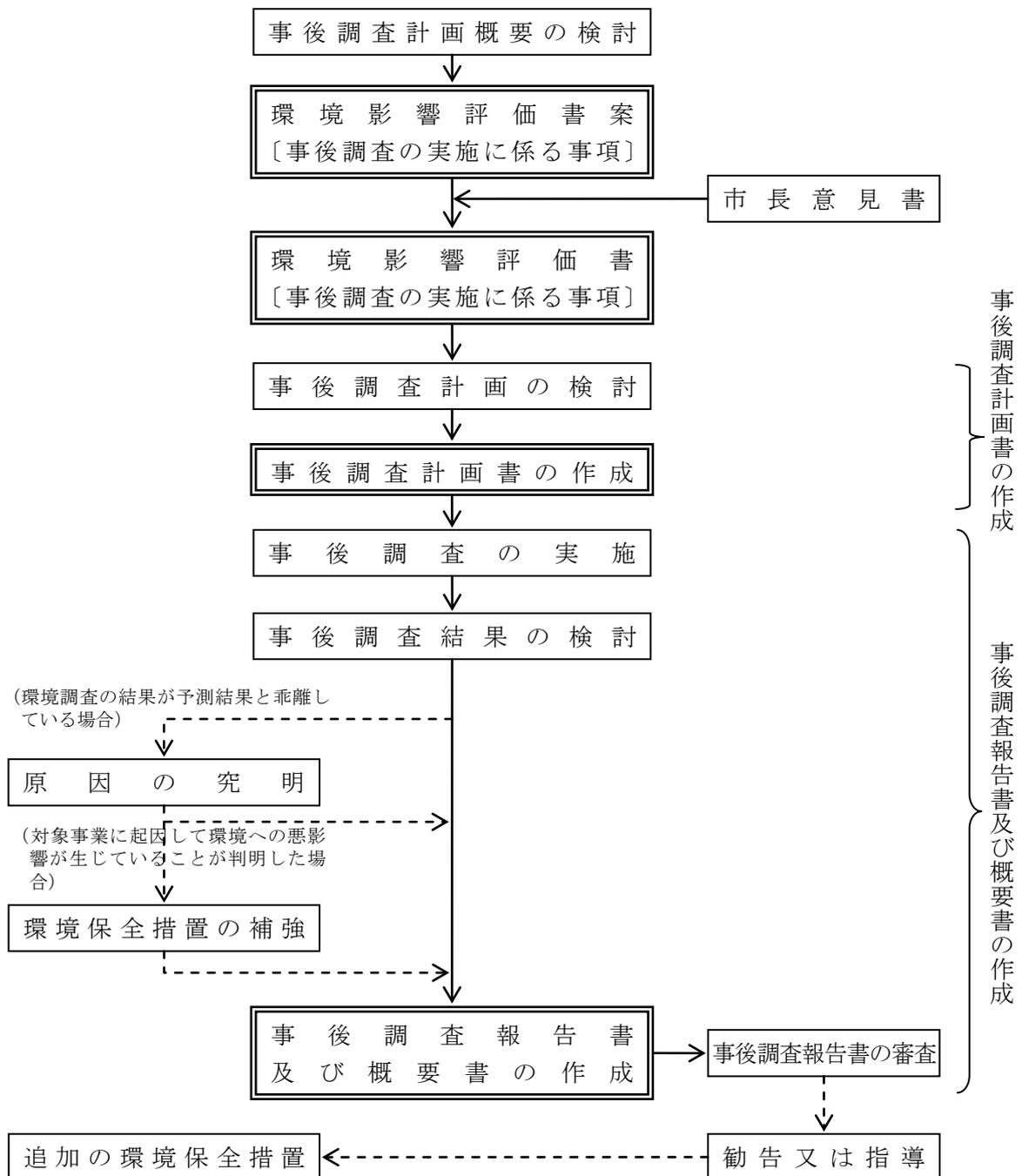


図4 事後調査の実施手順

(1) 事後調査の計画概要の検討

予測・評価の結果を考慮して、事後調査として実施する環境要素の検討を行い、事後調査の計画概要を評価書案に記載する。また、評価書案についての市長意見を勘案し、事後調査の計画概要の検討及び補正を行い、補正した事後調査の計画概要を評価書に記載する。

なお、保全対象とした希少種等の調査については、事業着手までに長期間を要する場合や工事が長期間中断した場合など、工事が行われていない期間中であっても実施する必要があることに留意する。

また、対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかな場合等、事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容を明らかにする。

(2) 事後調査計画書の作成

事後調査の計画概要を基に、V. 2に基づき事後調査計画書を作成する。

(3) 事後調査の実施

事後調査計画書に基づき調査を実施し、調査結果を整理する。

(4) 事後調査報告書及び概要書の作成

事後調査の結果及び環境保全措置の効果等の検討の結果（調査結果が予測結果と乖離している場合において原因の究明を行った場合には、究明した事項、原因究明の方法・結果、環境保全措置を補強した場合には、その内容を含む。）を記載した事後調査報告書を作成する。

また、併せてその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）を作成する。

2 事後調査計画書の作成及び事後調査の実施

事業者は、以下の内容について検討を行い事後調査計画書を作成するとともに、これに基づき事後調査を実施する。

(1) 事後調査の内容

事後調査の内容は、環境調査と施設調査とする。

なお、地方公共団体等、事業者以外が行う環境に係る調査で必要な情報が得られると考えられる場合には、その情報を活用することができる。

ア 環境調査

対象事業の実施による工事、存在、供用の各段階における環境への影響を把握するため、事業実施区域及びその周囲の環境の状況を原則として現地調査により把握する。

イ 施設調査

対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするうえで必要な施設等の稼働状況、環境保全措置の履行状況等について原則として現地調査により把握する。

(2) 事後調査の項目

ア 環境調査

原則として予測・評価を行った環境要素とする。

なお、予測・評価を行った環境要素から除外する場合には、その理由を事後調査計画書に記載する。

イ 施設調査

原則として環境調査項目に関連する施設等の稼働状況（排出物質の状況を含む。）、環境保全措置の履行状況等とする。

(3) 事後調査の対象地域

事後調査の対象地域は、原則として評価書に記載した予測地域とする。

(4) 事後調査の期間・頻度

工事、存在、供用の各段階における環境への影響を確認できる期間及び頻度とする。

工事中については、原則として工事の影響が最大となる時期とし、工事期間が長期に渡る場合及び周辺環境に特に配慮を要する場合には、必要に応じて定期的な調査についても検討する。

供用時については、原則として予測・評価を行った時期とする。なお、当該時期以前であっても予測の前提条件を満たしていると判断される場合には、予測・評価を行った時期とみなすことができる。

(5) その他

環境の保全の観点から不測の事態が生じた場合における対応の方針及び体制をあらかじめ明らかにしておく。

3 事後調査結果の検討

(1) 環境保全措置の履行状況の確認

事業の立案段階及び環境影響評価段階において検討した環境保全措置の履行状況を確認し、環境調査の結果を踏まえてその効果等の検討を行うとともに、環境保全に係る基準又は目標等の維持・達成に係る整合性が図られているか否かについても検討する。

(2) 原因の究明

環境調査の結果が予測結果と乖離している場合は、環境保全措置の履行状況を踏まえて原因の究明に努め、必要に応じ追跡調査を実施する。究明した事項、原因究明の方法・結果は、事後調査報告書に記載する。

(3) 環境保全措置の補強

原因究明の結果、対象事業に起因して環境への悪影響が生じていることが判明した場合は、神戸市と協議のうえ環境保全措置の補強を図る。

ただし、人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、事業者の判断において、直ちに環境保全措置を講じる。

講じた環境保全措置の内容等は、事後調査報告書に記載する。

なお、環境への影響に関して予測しえなかった事象が出現した場合には適切に対応する。

また、市長による勧告又は指導がなされた場合は、勧告又は指導に沿って、環境保全措置を講じる。

4 事後調査の実施における留意点

調査によって得られる情報については、調査の実施日時等調査の諸元、調査結果、環境保全措置の履行状況、環境保全に係る基準又は目標等の維持・達成に係る整合性の検討結果等を分かりやすく整理する。

現況調査と同様、希少種等の生息・生育場所など、開示することにより環境保全に支障を生じるおそれがある情報については、これらの場所が特定できない形で整理するなどの配慮を行う。

なお、事業着手後も常に環境保全措置に係る情報の収集を行い、可能な限り環境への影響の回避・低減のための最新の技術の導入に努める。

また、評価書又は事後調査計画書の公表後において、事業実施区域及びその周囲の環境の状況に変化があった場合や環境保全に係る基準又は目標等に変更があった場合は、適宜事後調査計画を見直すとともに、必要に応じ新たな環境保全措置を講じ、これらの内容を事後調査報告書に記載する。

VI その他の手続に関する事項

1 第2類事業の判定手続

第2類事業については、事前配慮手続の終了後、事業計画を概ね決定しようとする時期に、事業の位置、規模、内容等を勘案して、実施計画書から評価書に至る手続の要否を判定する。

なお、判定手続を経ずに、自主的に実施計画書から評価書に至る手続を実施しようとする場合は、市長へその旨を通知する。

(1) 判定手続の実施手順

判定手続は、図5に示す手順に従う。

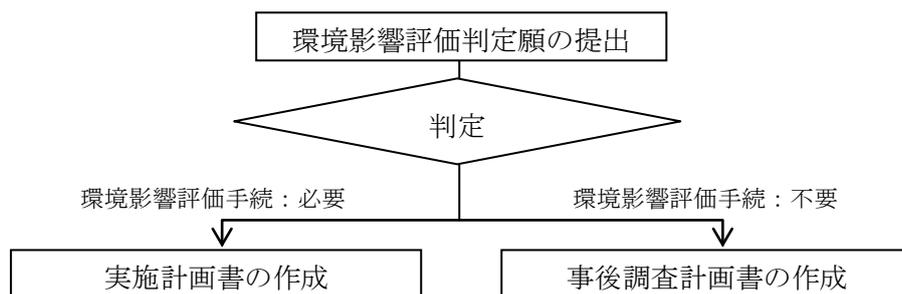


図5 判定手続の実施手順

(2) 環境影響評価判定願の提出

環境影響評価判定願（以下「判定願」という。）には、事前配慮書についての市民意見の概要・市長の意見及びこれらに対する事業者の見解、決定しようとする事業計画の概要、事前配慮書に記載した計画案のうち当該事業計画の基礎となった計画案及びその選定理由（事前配慮時点の計画案から変更を行った場合は変更点及びその理由）、事前配慮書についての市長意見を勘案して作成した事後調査の計画概要、事前配慮手続の結果の具体的な実現手法を記載した書類を添付する。

なお、判定願の作成に関する受託者がある場合は、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）についても記載する。

(3) 判定の考え方

第2類事業であっても、同種の事業の第1類事業と同程度の影響を及ぼすおそれがあるなど、詳細な調査・予測及び評価が必要である事業として、実施計画書から評価書までの手続を必要と判定する場合の基本的な考え方を以下に示す。

- ① 学校、病院等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な保全対象に対して、人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ② 野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境、地域を特徴づける重要な自然環境などに対して、環境影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ③ 環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域において、環境基準未達成項目に係る環境影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ④ 環境影響評価に関する条例（平成9年3月兵庫県条例第6号、以下「県条例」という。）と同種の対象事業であって、県条例に規定する対象規模要件に該当する第2類事業で

ある場合

- ⑤ 当該事業において用いられる技術、工法等の実施事例が少なく、かつ、その環境影響に関する知見が十分でない場合
- ⑥ このほか、環境への影響の回避・低減が不十分であると認められる場合など、市長が必要と認める場合

(4) 判定結果を踏まえた手続の実施

判定願に対する市長の通知に基づき、次のような手続を行う。

- ① 実施計画書から評価書に至る手続が必要と判断されたとき
実施計画書に係る手続以降の手続を実施する。
- ② 実施計画書から評価書に至る手続が不要と判断されたとき
事後調査計画書に係る手続以降の手続を実施する。

なお、一旦上記①の通知を受けた後に事業計画の一部を見直した場合には、当該事業計画について再度判定願を提出し、判定を受けることができる。

2 計画変更に係る手続

実施計画書の提出以降に事業計画を変更しようとする場合は、当該変更による環境への影響の変化の程度を確認するため、変更届を提出し審査を受ける。

なお、変更届の審査において、事業計画の変更に伴う環境への影響の変化の程度が大きいと認められるときは、環境影響評価等の手続の再実施も含め、必要な措置を講じるよう求められる場合があることに留意する。

また、第2類事業のうち、実施計画書から評価書に至る手続を行う必要がないと判定された事業についても、事業完了届を提出するまでに事業計画を変更する場合は計画変更に係る手続の対象とし、大幅に事業計画を変更した結果、詳細な調査・予測及び評価が必要であると認められる場合は、実施計画書以降の手続の全部又は一部の実施も含め、必要な措置を講じるよう求められる場合があることに留意する。

(1) 計画変更に係る手続の実施手順

計画変更に係る手続は、図6に示す手順に従う。

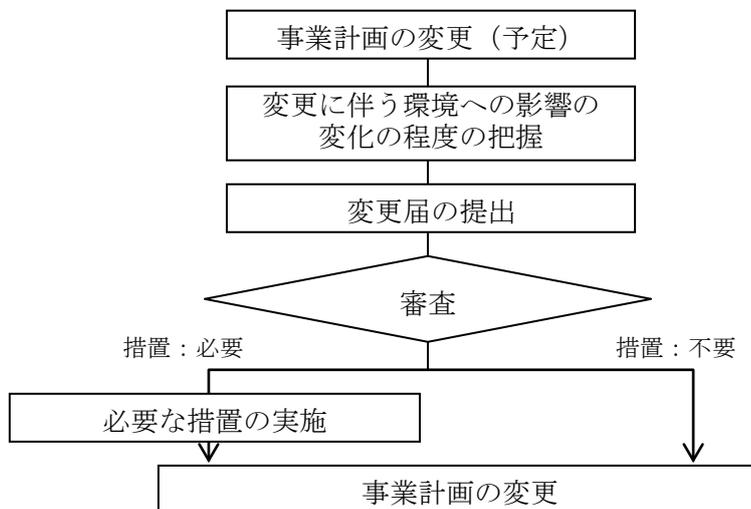


図6 計画変更手続の実施手順

(2) 変更届の提出

変更届には、次の書類を添付する。

ア 計画変更の内容を記載した書類

変更前後の事業計画について、図表を用いて分かりやすく対比するとともに、変更内容の詳細が分かる図面や変更理由等について記載する。

イ 計画変更に伴う環境影響の変化の程度の概要等を記載した書類

当該変更届を提出する直前の手続に係る図書の記載事項に変化又はその可能性がある場合は、その概要及び対応方針を記載する。

(3) 審査結果を踏まえた手続等の実施

手続の再実施を含め、必要な措置を求められた場合は、当該措置を講じる。措置が必要と判断される例を以下に示す。

- ・ 事業実施区域内の土地利用計画や施設の配置計画を大きく変更する場合
- ・ 住居系の土地利用計画を事業系の土地利用計画に変更する場合
- ・ 高速道路の経路や出入り口の位置等を大きく変更する場合
- ・ 計画変更により大気汚染物質等の排出量が増加するなど、変更前に比べ環境負荷が大きく増加する場合
- ・ 自然環境の改変面積を大きく増加させる場合、若しくは改変区域の位置を大きく変更する場合

3 長期中断後の再開に係る手続

次のような場合は、手続又は工事の長期中断の期間中における事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化等を確認するため、長期中断後の再開届を提出し審査を受ける。

- ① 事前配慮書、実施計画書又は評価書案に対する市長意見の公告から5年以上を経過した後に次の段階の手続を行おうとする場合
- ② 評価書の公告から5年以上を経過した後に事業着手届を提出しようとする場合
- ③ 第2類事業に係る判定願に対する市長の通知の日（自主的に実施計画書から評価書に至る手続を実施する場合は、市長へその旨を通知した日）から5年以上を経過した後に次の段階の手続を行おうとする場合
- ④ 事業着手届提出後、5年以上工事を中断した後に再開しようとする場合

なお、再開届の審査において、中断期間中の環境の状況の変化等の程度が大きいと認められるときは、環境影響評価等の手続の再実施も含め、必要な措置を講じるよう求められることがあることに留意する。

(1) 長期中断後の再開に係る手続の実施手順

長期中断後の再開に係る手続は、図7に示す手順に従う。

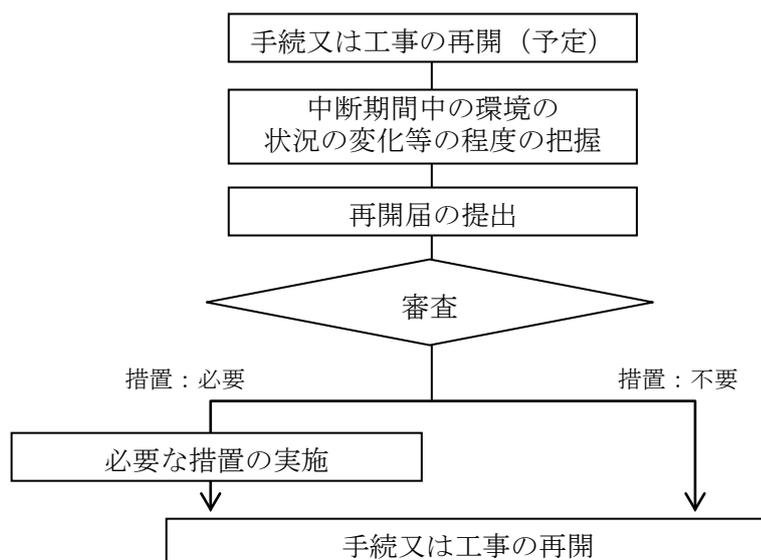


図7 再開手続の実施手順

(2) 再開届の提出

再開届には、次の書類を添付する。

ア 中断の期間及び中断期間中の環境の状況の変化等を記載した書類

中断の期間及び当該中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化若しくは環境保全に係る基準等の変更の状況などについて、図表等を用いて整理して記載する。

イ 中断に伴う環境の状況の変化等の程度の概要等を記載した書類

当該中断の直前の手続に係る図書の記載事項に変化又はその可能性がある場合は、その概要及び対応方針を記載する。

(3) 審査結果を踏まえた手続等の実施

手続の再実施を含め、必要な措置を求められた場合は、当該措置を講じる。措置が必要と判断される例を以下に示す。

- ・ 保全対象とした希少種等の状況が明らかでない場合
- ・ 事業実施区域又はその周囲の植生や生物相に著しい変化が生じているか、その可能性がある場合
- ・ 事業実施区域の周囲に新たに住宅団地が建設されるなど、新たな環境保全措置を講じる必要があると考えられる場合
- ・ 中断期間中に環境保全に係る基準又は目標等が変更され、事業計画又は事業実施区域の周囲の状況から再検討を行う必要があると考えられる場合
- ・ 中断期間中の環境保全措置に係る技術の進展に伴い、新たに実用化された技術があるなど、新たな環境保全措置の導入を検討することが適切であると考えられる場合

VII 図書の記載事項

1 一般的留意事項

- ① 事前配慮書，実施計画書，評価書案，評価書，事後調査計画書，事後調査報告書及びその概要書等（以下「図書等」という。）の作成にあたっては，記述内容について十分検討し，一貫性のある内容となるよう配慮する。
- ② 図書等の作成にあたっては，重点化及び簡略化すべき内容を考慮のうえ，平易な言葉を用いて簡潔にとりまとめるとともに，図表，写真等を用いることなどにより，理解しやすいものとなるよう配慮する。
- ③ 希少種等の生息・生育場所など，開示することにより環境保全に支障を生じるおそれがある情報については，これらの場所が特定できない形で整理するなどの配慮を行う。
- ④ 学術用語，法令用語等の専門的用語の使用は必要最小限とし，やむを得ず使用する場合には必要に応じて注釈又は用語解説をつける。
- ⑤ 図書等に用いる資料の整理にあたっては，出典，情報の時点等を明らかにする。
- ⑥ 専門家等への聞き取り調査や専門家等の助言を受けた場合などにおいては，当該専門家等の専門分野，所属機関の属性等を明らかにするよう努める。
- ⑦ 調査の基礎データ等膨大となる資料は，資料編として図書の巻末に整理する。
このほか，説明会を開催する際に用いる資料（説明用資料）の作成の際留意すべき事項を別表7（→P49, 50）に示す。また，インターネットの利用により図書等を公表する際留意すべき事項を別表8（→P51）に示す。

2 事前配慮書

事前配慮書の記載事項（条例第8条の2第2項，施行規則第3条の2第4項）は，以下の事項を基本とする。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の名称，規模及び目的その他対象事業の計画案
対象事業の目的，必要性を可能な限り具体的に記載するほか，対象事業の種類，大まかな位置・規模，その他の基本的諸元のほか，事業の特性の把握結果を記載する。
- ③ 事業実施区域及びその周囲の概況
地域の環境特性の把握結果を簡潔に記載する。
- ④ 事前配慮結果及び計画案が環境に及ぼす影響の概略的な予測結果，並びに相互比較による評価結果
事前配慮事項に従い，原則として複数の事業計画案を設定したうえで，各計画案が環境に及ぼす影響の概略的な予測結果を比較検討し，十分な環境配慮がなされているかについて検討を行った結果を記載する。
- ⑤ 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項
事業計画を立案していくうえで，どの環境要素のどの側面に重点を置くのかについての考え方を記載する。
- ⑥ 事前配慮の実施により期待される環境の改善に係る効果について調査する方法

事前配慮の実施により予測結果のとおり環境への影響が回避・低減されているかどうかについて、以降の手續段階において調査・確認する方法を記載する。

⑦ その他事前配慮の実施に係る事項

環境保全措置を実施するうえでの不確実性の程度、環境保全措置の実施により新たに発生する環境影響及び必要に応じてその他事前配慮上の課題を記載する。

対象事業の実施により環境の改善効果が見込まれる場合はその効果の程度を記載する。

⑧ 対象事業の内容によって個別に記載する事項

第2類事業にあつては、実施計画書から評価書に至る手續を実施するかどうかの見解を記載する。また、港湾計画にあつては、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法を記載する。

⑨ 受託者に関する情報

事前配慮書の作成に関する受託者がある場合は、その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）についても記載する。

3 実施計画書（港湾計画環境影響評価を除く。）

実施計画書の記載事項（条例第9条第1項、施行規則第3条の2第6項）は、以下の事項を基本とする。

① 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

② 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容

対象事業の内容には、対象事業の種類、位置、規模、その他の基本的諸元を記載する。

③ 事前配慮書についての住民等の意見の概要

④ 事前配慮書についての市長の意見

⑤ ③④の意見に対する事業者の見解（③の意見に対する見解については市長の意見を踏まえ、必要に応じ修正）

⑥ 事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画決定の経緯

事前配慮において重点的に配慮した事項や事前配慮書に記載した計画案のうち事業計画の基礎となった計画案及び当該計画案を選定した理由（変更がある場合は、変更した理由）を記載する。

⑦ 事業実施区域及びその周囲の概況

地域の概況調査の結果を簡潔に記載する。

⑧ 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法

対象事業の実施により影響を受けると考えられる環境要素並びに調査・予測及び評価を行う環境要素を行為等・環境要素関連表により記載する。

環境要素から除外する場合及び環境要素に追加する場合には、その理由を記載する。

環境要素ごとに、現況調査を行う項目及び調査の手法を現況調査計画案としてとりまとめるとともに、予測の項目及び手法並びに評価の手法（これらの手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）を記載する。

⑨ その他環境影響評価の実施に係る事項

Ⅶ. 2. ⑦ (その他事前配慮の実施に係る事項) のほか, 対象事業に適用される法律, 条例, 許認可などの内容等, 環境影響評価の実施に関連する事項及びその内容について記載する。

⑩ 受託者に関する情報

実施計画書の作成に関する受託者がある場合は, その氏名及び住所 (法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) についても記載する。

4 評価書案

評価書案の記載事項 (条例第 14 条, 施行規則第 3 条の 2 第 7 項) は, 以下の事項を基本とする。

① Ⅶ. 3. ① (事業者の氏名及び住所), Ⅶ. 3. ② (対象事業の名称, 内容等), Ⅶ. 3. ③ (事前配慮書についての住民等の意見の概要), Ⅶ. 3. ④ (事前配慮書についての市長の意見), Ⅶ. 3. ⑤ (事前配慮手続における事業者の見解), Ⅶ. 3. ⑥ (事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画決定の経緯), Ⅶ. 3. ⑦ (事業実施区域及びその周囲の概況), Ⅶ. 3. ⑨ (その他環境影響評価の実施に係る事項) に関する事項

② 実施計画書についての住民等の意見の概要

③ 実施計画書についての市長の意見

④ ②③の意見に対する事業者の見解 (②の意見に対する見解については市長の意見を踏まえ, 必要に応じ修正)

⑤ 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法

実施計画書に記載した内容について, ②③の意見等をもとに検討を加えて記載する。環境要素から除外する場合及び環境要素に追加する場合には, その理由を記載する。

⑥ 環境影響評価の結果

現況調査結果, 予測及び評価の結果, 環境保全措置の検討の過程等を記載する。また, 併せて総合的な評価, 環境保全に係る基準又は目標等の維持・達成に係る整合性の検討結果についても記載する。

⑦ 事後調査の実施に関する事項 (港湾計画環境影響評価を除く。)

事後調査の計画概要等を記載する。

⑧ 受託者に関する情報

評価書案の作成に関する受託者がある場合は, その氏名及び住所 (法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) についても記載する。

5 評価書

評価書の記載事項 (条例第 22 条, 施行規則第 3 条の 2 第 4 項) は, 以下の事項を基本とする。

① Ⅶ. 4. ① (事業者の氏名及び住所, 対象事業等の名称, 内容等), Ⅶ. 3. ③ (事前配慮書についての住民等の意見の概要), Ⅶ. 3. ④ (事前配慮書についての市長の

意見), VII. 3. ⑤ (事前配慮手続における事業者の見解), VII. 4. ② (実施計画書についての住民等の意見の概要), VII. 4. ③ (実施計画書についての市長の意見), VII. 4. ④ (実施計画書手続における事業者の見解), VII. 4. ⑧ (環境影響評価の受託者の氏名及び住所) に関する事項

② 評価書案についての住民等の意見の概要

③ 公聴会における公述の概要

④ ②③の意見に対する事業者の見解 (市長の意見を踏まえ, 見解を変更する場合は見解書の内容を修正する)

⑤ 評価書案についての市長の意見

⑥ ⑤に基づいて事業者がとった措置

⑦ VII. 3. ⑥ (事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画決定の経緯), VII. 3. ⑨ (その他環境影響評価の実施に係る事項) に関する事項, VII. 4. ⑤ (環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法), VII. 4. ⑥ (環境影響評価の結果), VII. 4. ⑦ (事後調査の実施に関する事項 (港湾計画環境影響評価を除く。)) に関する事項

評価書案に記載した内容について, ⑤の意見をもとに検討を加えて記載する。

6 事後調査計画書 (港湾計画環境影響評価を除く。)

事後調査計画書の記載事項は, 以下の事項を基本とする。

① 事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

② 対象事業の名称, 規模及び目的その他対象事業の内容

対象事業の内容には, 対象事業の種類, 位置, 規模, その他の基本的諸元を記載する。

③ 事後調査計画の内容

④ 事後調査結果の検討方法

⑤ 事後調査実施体制

事後調査の担当部署, 責任者, 連絡先, 委託等により事後調査を実施することが決定している場合は受託者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

⑥ 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は, 工事中及び供用後のそれぞれの事後調査が終了した時点で速やかに市長に提出するものとし, 提出の予定時期 (年月) を記載する。

なお, 原則として年度ごとに報告書を提出するものとする。

⑦ その他事後調査に関し参考となる事項

周辺住民からの苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針等について記載する。

7 事後調査報告書 (港湾計画環境影響評価を除く。)

事後調査報告書の記載事項は, 以下の事項を基本とする。

① 事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)

② 対象事業の名称，規模及び目的その他対象事業の内容

対象事業の内容には，対象事業の種類，位置，規模，その他基本的諸元及び進捗状況等を記載する。

③ 事後調査の実施内容

調査実施項目，調査実施時期・場所，調査方法，委託等により調査を実施した場合には受託者の氏名及び住所（法人にあってはその名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を記載する。

④ 事後調査結果

調査の実施項目ごとに，調査結果を予測・評価の結果と比較検討するとともに，環境保全に係る基準又は目標等の維持・達成に係る整合性が図られているか否かについても検討できるよう整理して記載する。

⑤ 事後調査結果の検討

事後調査結果の検討結果（調査結果が予測結果と乖離している場合において原因の究明を行った場合には，究明した事項，原因究明の方法・結果，環境保全措置を強化した場合には，その内容を含む。）を記載する。

⑥ その他事後調査に関し参考となる事項

事後調査計画や環境保全措置の見直しを行った場合は，その内容と見直しの理由を記載する。

また，周辺住民からの苦情又は要望の発生及び措置の状況等について記載する。

8 事後調査報告概要書（港湾計画環境影響評価を除く。）

事後調査の結果を分かりやすく住民等に周知するという趣旨を考慮の上，別表7（→P49, 50）も参考に事後調査報告書の内容を要約して記載する。

別表1 対象事業の要件等の考え方

神戸市の環境影響評価制度の対象事業の要件については、「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則」の別表に掲げられているとおりであるが、要件等の考え方を以下に示す。

1 面積に係る要件に関するもの

(1) 第1類事業の要件

対象事業	一般区域	特別区域
宅地の造成	宅地造成に係る土地の面積が20ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
レクリエーション施設	敷地面積のうち、保存緑地の面積を除く面積が20ha以上	
土石の採取	土石の採取場に係る面積（土石の採取を行う区域のほか、調整池・駐車場・場内通路・回復緑地・事務所用地等の面積を含む）が20ha以上	特別区域における左記の面積が5ha以上
陸域の土砂埋立て・盛土	自然地を改変する面積（埋立て・盛土を行う区域のほか、調整池・擁壁・駐車場・場内通路・回復緑地・事務所用地等の面積を含む）が20ha以上	
工業団地	敷地面積が10ha以上	(立地を想定していない)
流通業務団地		
火力発電所		
工場・事業場		
廃棄物処理施設（焼却施設）		
廃棄物処理施設（リサイクル団地）		
廃棄物処理施設（最終処分場）		特別区域における左記の面積が5ha以上
太陽光発電所	自然地を改変する面積（太陽光パネルを設置する区域のほか、調整池・駐車場・場内通路・回復緑地・事務所用地等の面積を含む）が20ha以上	

注1)「特別区域」とは、緑地の保全区域及び緑地の育成区域をいう。

2)「一般区域」とは、特別区域以外の区域をいう。

3)「自然地」とは、樹林地、草原、農地、水辺地、河川、池沼等又はこれに類する状態にある土地を言う。

(2) 第2類事業の要件

対象事業	一般区域	特別区域
宅地の造成	自然地を改変する面積が5ha以上	自然地を改変する面積が2.5ha以上
レクリエーション施設		
土石の採取		
陸域の土砂埋立て・盛土		
廃棄物処理施設（最終処分場）		
太陽光発電所		
工業団地		(立地を想定していない)
流通業務団地		
火力発電所		
工場・事業場		
廃棄物処理施設（焼却施設）		
廃棄物処理施設（リサイクル団地）		

(3) 公有水面埋立の要件

対象事業	神戸港港湾区域内	須磨港西防波堤以西及び神戸港港湾区域外
第1類事業	公有水面埋立法に規定する埋立面積（以下、「埋立面積」という。）が20ha以上	埋立面積が15ha以上
第2類事業		
自然海岸，護岸，岸壁等に影響を与える場所	埋立面積が10ha以上	埋立面積が5ha以上
生物多様性保全に配慮した護岸構造を有する水域として市長が指定する区域	埋立面積が5ha以上	

2 排出ガス量の要件に関するもの

工場・事業場*	排出ガス量（0℃，1気圧に換算した湿りガス量）が4万m ³ /時以上
廃棄物処理施設（焼却施設）	

* 都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するものは第2類事業

3 変更・更新の考え方

- ・既存事業の増設又は拡張を伴う変更については，増設又は拡張した部分が対象規模要件に該当する場合は，増設又は拡張部分を新規の対象事業として扱う。この場合における環境影響評価は，既存事業の影響も含めて実施する。
- ・工場・事業場，火力発電所，廃棄物焼却処理施設等の更新等の変更（建替え，設備の入替を含む）については，変更により設置される施設等が対象事業の要件に該当する場合，

当該施設等を新規の対象事業として扱う。この場合にあつては、既存施設の解体・撤去等を含めた一連の行為を環境影響評価の対象とする。

4 先行する環境影響手続との関係

- ・工業団地として環境影響評価手続が実施された区域における工場等の新設、リサイクル団地として環境影響評価手続が実施された区域における廃棄物処理施設の新設などにあつては、工場・廃棄物処理施設等の計画諸元が、先行する環境影響評価の設定諸元内にある場合には、工場・廃棄物処理施設等について対象事業としない。
- ・港湾計画に定められた対象事業であつて、港湾計画環境影響評価手続を経た対象事業のうち、当該手続以降の計画変更がないものについては、事前配慮手続を適用しないことができる。

別表2 事前配慮事項

土地の形状の変更，工作物の新設等の事業の実施に際しては，当該計画の構想・立案段階といった可能な限り早期の段階において，事業計画の特性等を踏まえたうえで環境の保全・創造の観点から十分な事前配慮を行うことにより，事業計画全体をより環境に配慮したものとしていくことが重要である。

このためには，自然環境の保全やより望ましい快適な環境の創造などに関して以下の表に示す事前配慮事項に基づき，適切な環境配慮を事業計画の中に取り入れることにより，環境への影響を可能な限り低減していく必要がある。

なお，以下の内容にかかわらず，事業計画の特性などから事前に配慮することが望ましいと事業者が考える事項については，自主的かつ積極的に計画の中に取り込んでいくことを基本とする。

1 基本的配慮

1-1 周辺土地利用との調和	事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
	① 住居系の土地利用の検討にあたっては，既存及び計画中の工場・幹線道路等の騒音・振動等の発生源及び事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ，適切な施設配置に努めること	既成市街地	○			
西北神地域		○				○
六甲山系等		○				
② 工場や工業団地等の土地利用の検討にあたっては，事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ，周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう適切な施設配置に努めること	既成市街地	○		○		
	西北神地域	○		○		
	六甲山系等					
③ 道路，鉄道等の計画にあたっては，周辺の生活環境及び自然環境に及ぼす影響の低減に努めること	既成市街地		○			
	西北神地域		○			
	六甲山系等		○			
④ 事業実施区域の下流域及び周辺地域において，農業用水利用や地下水利用等がある場合は，これらの利水状況への影響の低減に努めること	既成市街地	○		○		○
	西北神地域	○		○		○
	六甲山系等	○				
⑤ 事業実施区域周辺地域の自然環境・文化環境との調和に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			

1-2 改変面積の最小化	事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
	① 事業実施区域の地形を生かした土地利用及び施設配置を行うことにより改変面積の最小化に努めるとともに、事業実施区域内での土工量バランスに配慮した計画とするように努めること	既成市街地	○	○	○	
西北神地域		○	○	○		○
六甲山系等		○	○			

2 自然環境の保全

2-1 影響の回避・低減	事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
	① 事業実施区域における土地利用や施設配置の検討にあたっては、保全すべき希少種等への影響の回避・低減に努めること	既成市街地	○	○	○	○
西北神地域		○	○	○		○
六甲山系等		○	○			
② 事業実施区域内の緑地配置の検討にあたっては、周辺樹林地等との連続性に配慮するとともに、まとまりのある緑地の保全に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
③ 事業実施区域内の良好な緑地・水辺等について適正な保全に努めるとともに、表土の保全に努めること	既成市街地	○	○	○		○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
④ 樹木等の伐採を最小限にとどめるとともに、根株の利用などにより既存樹木の活用に努めること	既成市街地	○	○	○		○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
⑤ 保存緑地とする里山等の適切な管理を行い、良好な自然環境の維持に努めること	既成市街地					
	西北神地域	○	○	○		
	六甲山系等	○	○			

2-2 修復・代償的措置	事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
	① 保全すべき希少種等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業実施区域の適地等に移植するなど適切な措置に努めること	既成市街地	○	○	○	○
西北神地域		○	○	○		○
六甲山系等		○	○			
② 事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮するよう努めること（植生工や植栽工などの緑化においては、ブラックリスト種を原則使用しないこと）	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
③ 事業実施区域内において極力まとまりのある緑地を配置するとともに、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等					
④ 緑地や水辺の整備にあたっては、現存する植生や自然素材等の利用により、多様な生物生息環境の形成に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
⑤ 事業計画により生物生息域の分断のおそれがある場合には、生物の移動空間・経路の確保等に努めること	既成市街地	○	○			
	西北神地域	○	○			
	六甲山系等	○	○			

2-3 生物生息空間の再生・創出

① 保存緑地の予定地であっても、自然度が低い場所では成木や苗木の植栽に努めること	既成市街地					
	西北神地域	○	○			
	六甲山系等					
② 既成市街地及び埋立地においては、緑地や水辺などの生物生息空間の積極的な創出に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域					
	六甲山系等					
③ 埋立て等にあたっては、環境に配慮した護岸の導入などにより浅場や藻場の創出に努めること	既成市街地				○	
	西北神地域					
	六甲山系等					
④ 河川改修を伴う場合は、自然素材の活用、瀬や淵の保全・創造などにより、生物生息空間に配慮した河川環境の創造に努めること	既成市街地	○	○	○		
	西北神地域	○	○	○		
	六甲山系等	○	○			

3 生活環境の保全

3-1 環境への負荷の抑制	事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
	① 事業計画により大気汚染物質、水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス・排水処理技術の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めること	既成市街地	○	○	○	○
西北神地域		○	○	○		○
六甲山系等		○	○			
② 事業計画により騒音・振動・悪臭の発生が伴う場合は、周辺の居住環境等に十分配慮のうえ、影響の低減に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
③ 物流の効率化、公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
④ コンクリート廃材、アスファルト廃材などの造成・建設に伴う廃棄物等について、排出量の抑制に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			

3-2 事業実施区域の周囲等への緩衝施設帯の整備

① 事業実施区域の周囲の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じて、事業実施区域における緑地等の緩衝施設帯の整備に努めること	既成市街地	○		○	○	
	西北神地域	○		○		
	六甲山系等	○				
② 道路、鉄道等の建設にあたっては、計画ルート周辺の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じた環境対策に努めること	既成市街地		○			
	西北神地域		○			
	六甲山系等		○			

3-3 道路・上下水道等の都市基盤整備計画との整合

① 既存又は計画広域幹線道路や鉄道等の交通基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域への適切なアクセスの確保に努めること	既成市街地	○			○	
	西北神地域	○				
	六甲山系等	○				
② 上下水道計画等の都市基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域における適切な給排水に努めること	既成市街地	○			○	
	西北神地域	○				
	六甲山系等	○				

3-4 その他	事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
	西北神地域					
	六甲山系等					
② 雨水の地下浸透システムの導入等により雨水の浸透能力の修復を図るなど、地域の水循環の保全・回復に努めること	既成市街地	○				
	西北神地域	○				
	六甲山系等	○				
③ 事業計画に伴い地下構造物の建設や地下水採取を行うにあたっては、地下水脈への影響の低減に努めること	既成市街地	○	○	○		○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			

4 快適環境の保全・創造

4-1 魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
② 事業実施地域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
③ 緑化などによる良好な沿道景観の整備を図るとともに、歩道や公園などのオープンスペースの適正配置に努めること	既成市街地	○			○	
	西北神地域	○				
	六甲山系等	○				

4-2 文化的・歴史的資源の保全

① 事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源について適正に保全するなど、文化環境の保全に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			

4-3 身近に自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	事業の種類 地域の区分	面	交	供	埋	そ
		開	通	給	立	他
		発	系	処	て	
		系		理	等	
① 公園・歩道・修景池などのオープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めること	既成市街地	○	○	○	○	
	西北神地域	○	○	○		
	六甲山系等	○	○			
② 河川の改修を伴う場合は、より親水性の高い河川環境整備に努めること	既成市街地	○	○	○		
	西北神地域	○	○	○		
	六甲山系等	○	○			
③ 埋立て等にあたっては、周辺との連続性に配慮のうえ、海岸線における緑地空間、親水空間及び生きものとの触れ合いの場の創造に努めること	既成市街地				○	
	西北神地域					
	六甲山系等					

4-4 その他

① 事業実施区域内の施設計画の検討にあたっては、事業実施区域の周辺の気象状況にも配慮のうえ、日照障害や風害等について周辺環境への影響を極力低減するよう努めること	既成市街地	○	○	○		○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			

5 地球環境保全への貢献

5-1 二酸化炭素排出量の抑制	事業の種類 地域の区分	面	交	供	埋	そ
		開	通	給	立	他
		発	系	処	て	
		系		理	等	
① 地域冷暖房システム、コージェネレーションシステム、エネルギー効率の高い生産設備の導入などにより、エネルギー利用効率の向上に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
② 電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力を努めること	既成市街地	○	○	○	○	
	西北神地域	○	○	○		
	六甲山系等	○	○			
③ 事業実施区域内における建物の配置・形状の検討にあたっては、自然の光や風の効果的な活用に努めるとともに、建物の断熱構造化の検討などにより省エネルギー化に努めること	既成市街地	○		○	○	○
	西北神地域	○		○		○
	六甲山系等	○				
④ 太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーの活用に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			

事業の種類 地域の区分	面 開 発 系	交 通 系	供 給 処 理	埋 立 て 等	そ の 他
5-2 廃棄物の再資源化, 再生資源の利用					
① 廃棄物を資源として再利用するなど, 省資源・循環型システムの形成に努めること	既成市街地	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○	○
	六甲山系等	○	○		
② 舗装骨材, 建築資材等に再生原材料を使用するなど, 再生資源の利用に努めること	既成市街地	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○	○
	六甲山系等	○	○		

5-3 水資源の有効利用

① 雨水の有効利用に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
② 下水道処理水の再利用システムが計画されている場合には, その利用に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域					
	六甲山系等					

5-4 その他

① 二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			
② 熱帯産木材の使用削減, 間伐材の有効利用など, 森林資源の保護に努めること	既成市街地	○	○	○	○	○
	西北神地域	○	○	○		○
	六甲山系等	○	○			

注1 表中, 「地域の区分」は以下の区分に対応する。

地域の区分	対象地域
(1)既成市街地	東灘区, 灘区, 中央区, 兵庫区, 長田区, 須磨区, 垂水区のうち六甲山系等を除く地域(地先水面を含む。)
(2)西北神地域	西区及び北区のうち六甲山系等を除く地域
(3)六甲山系等	六甲山系及び帝釈丹生山地域等*

* 「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に規定する特別地域及び特別保護地区, 「緑地の保全, 育成及び市民利用に関する条例」(平成3年4月条例第2号)に規定する緑地の保存, 保全及び育成区域

注2 表中、「事業の種類」は以下の区分に対応する。

事業の区分	事業の種類
(1)面開発系	宅地の造成，工業団地の造成，流通業務団地の造成，レクリエーション施設の建設，土石の採取，廃棄物処理施設（最終処分場）の建設，陸域の土砂埋立て・盛土
(2)交通系	道路，鉄道及び軌道の建設，飛行場及びその施設の建設
(3)供給処理系	発電所の建設，終末処理場の建設，廃棄物処理施設（中間処理施設）の建設，工場・事業場の建設
(4)埋立て等	公有水面の埋立て，防波堤の建設，港湾計画の変更*
(5)その他	建築物の建築

*港湾計画は，将来の港湾施設及び用地の配置，利用計画に関する基本的な計画であり，他の事業とは性格が異なる点を踏まえ事前配慮を行う。

注3 表中，○印については，地域の区分と事業の種類を考慮のうえ組合わせを例示したものである。したがって事業計画の特性等に応じて幅広く柔軟に検討するものとする。

別表3 環境影響を評価する際整合性を検討すべき事項

環境要素	検討すべき事項
共通	神戸市環境基本計画及びその下位計画に定められた基本目標・定性目標・定量目標等
(1)大気質	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 大気汚染防止法, 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号, 以下「兵庫県環境条例」という。)等の法令による規制基準値
(2)騒音・低周波音	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 騒音規制法, 兵庫県環境条例等の法令による規制基準値 3. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環大一第174号)
(3)振動	1. 振動規制法, 兵庫県環境条例等の法令による規制基準値 2. 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(昭和51年3月12日環大特第32号 運輸大臣宛環境庁長官勧告)
(4)悪臭	1. 悪臭防止法・兵庫県環境条例等の法令による規制基準値
(5)水質	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)・兵庫県環境条例等の法令による規制基準値
(6)底質	1. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令第1条の判定基準
(7)地下水	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)・兵庫県環境条例等の法令による規制基準値
(8)土壌	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 土壌汚染対策法施行規則別表第1～4に示す汚染状態に関する基準
(13)植物 (14)動物 (15)生態系	1. 神戸の希少な野生動植物(神戸版レッドデータ)の選定種, 植物群落, 鳥類サンクチュアリ及びブラックリスト選定種
(19)廃棄物等	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)等の法令に定める事業者の責務
(20)地球温暖化	1. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に定める基本方針 2. エネルギー使用の合理化に関する法律に定める基準
(21)オゾン層破壊	1. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第20条に基づく特定物質の排出抑制・使用合理化指針

別表4 地域の概況調査項目

区分		調査項目
自然概況	地象	地形の分類, 地質の構造 等
	水象	河川, 湖沼及び海域に係る流況 等
	気象	気温, 湿度, 降水量 等
	その他	環境影響評価を実施するうえで必要と考えられる項目
社会概況	人口等	人口, 世帯数, 人口密度 等
	産業	産業別事業所数及び従業者数, 生産量, 漁獲量, 出荷額 等
	交通	交通網(道路網, 公共交通機関網), 道路交通状況, 鉄道・軌道・飛行場・港湾の利用状況 等
	地域社会	学校, 病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況 等
	土地利用等	土地利用の現況, 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画, 周辺地域における開発の動向 等
	水域利用等	上水・農業用水等の水利権の設定状況及びその利水状況, 地下水の利用状況, 漁業権の設定状況 等
	環境関連社会資本	下水処理場の配置及び下水道の普及状況, ごみ処理・処分場等の配置及び稼働状況, 用水の供給及び使用の状況, エネルギー・燃料の供給及び使用の状況, 公園・緑地等の配置 等
	地域地区の指定及び計画等	関係法令(公害関係法令, 自然環境関係法令, 防災関係法令等)による地域地区の指定状況・規制の内容, 環境保全に関する計画等の内容及び対象事業との関連 等
	その他	環境影響評価を実施するうえで必要と考えられる事項
環境の概況	環境要素に係る環境の概況, 環境基準等の適合状況, 苦情の状況 等	

別表5 現況調査項目

環境要素	調査項目		留意事項
(1) 大気質	大気質の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている物質 ②大気汚染防止法及び同施行令に規定されている物質 ③その他必要な項目	当該対象事業により排出が予想される物質及びこれに関連する項目について調査する。 気象、地形・地物及び発生源の状況の調査は、大気質との関連を解析する場合に実施する。
	気象	風向・風速、気温、日射量、放射収支量等	
	地形・地物	地形・地物の種類、規模、分布等	
	発生源の状況	発生源の種類、規模、分布、排出条件、発生負荷量等	
(2) 騒音・低周波音	騒音・低周波音の現況	①音圧レベル、騒音レベル、周波数特性及びその時間変動等 ②音源の種類・寄与等	当該対象事業により騒音・低周波音のレベル等の上昇が予想される場合に実施する。 伝搬性状及び発生源の状況の調査は、騒音・低周波音との関連を解析する場合に実施する。
	伝搬性状	伝搬性状に係る地形・地物の種類と分布及び構造、気象条件等	
	発生源の状況	音源の種類、施設規模（能力）、分布、稼働状況（走行状況・運行状況）等	
(3) 振動	振動の現況	振動加速度レベル、振動レベル、周波数特性及びその時間変動、地盤卓越振動数等	伝搬性状及び発生源の状況の調査は、振動との関連を解析する場合に実施する。
	伝搬性状	伝搬性状に係る地形・地盤の種類と分布及び構造等	
	発生源の状況	発生源の種類、施設規模（能力）、分布、稼働状況（走行状況・運行状況）等	
(4) 悪臭	悪臭の現況	①特定悪臭物質 ②臭気指数（臭気濃度）	特定悪臭物質の調査は、当該対象事業により排出が予想される物質について調査する。 気象及び発生源の状況の調査は、悪臭との関連を解析する場合に実施する。
	気象	風向・風速、気温等	
	発生源の状況	発生源の種類、規模、排出ガス量、排出水量等	

環境要素	調査項目		留意事項
(5) 水質	水質の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている項目 ②その他必要な項目（水温、透視度、透明度、濁度、塩素イオン量、塩分量等）	当該対象事業により排出が予想される項目及びこれに関連する項目について調査する。
	水象	①河川水象（流速、流量、河川の形態等） ②湖沼水象（水位、貯水量、湖沼の形態等） ③海域水象（潮流、潮汐、拡散係数、波浪等）	
	発生源の状況	発生源の種類、規模、排出水量、排出負荷量等	
(6) 底質	底質の現況	①海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令第1条の判定基準に定められた物質 ②その他必要な項目（COD、硫化物、強熱減量、含水率、粒度組成等）	当該対象事業により排出が予想される物質及びこれに関連する項目について調査する。
(7) 地下水質	地下水質の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている項目 ②その他必要な項目（水温、塩素イオン量等）	当該対象事業により浸透が予想される項目及びこれに関連する項目について調査する。
	地下水象	表層地下水、被圧地下水、土層地下水及び亀裂帯の地下水の状態（自由地下水面、静水面等）、地下水流動等	
(8) 土壌	地歴	①人為的原因による汚染のおそれ ②自然由来の汚染のおそれ ③水面埋立て用材料由来の汚染	土壌汚染対策法に規定する汚染状況調査における地歴調査に準じて実施する。
	土壌の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている物質 ②土壌汚染対策法に規定する特定有害物質	
(9) 地形・地質	地形の状況	標高分布、傾斜分布、起伏量、地形分類、水系、学術的に価値の高いもの等特異な地形、崩壊・地滑り等の状況等	
	地質の状況	表層地質、地質構造、学術的に価値の高いもの等特異な地質、土地の安定性等	
(10) 地盤	地盤変位の現況	地盤の変位、地盤の沈下量、崩壊・地滑り等の状況、地下水の取水量等	対象事業に伴って地盤に影響を受けるおそれのある住居等が周囲に存在する場合に実施する。

環境要素	調査項目		留意事項
(11) 日照	日影時間	冬至日における日影時間	対象事業に伴って日照阻害を受けるおそれのある住居等が周囲に存在する場合に実施する。
	建築物等の分布状況	住居等の位置, 形状, 階層等	
(12) 風害	風の状況	①上空風の状況(上空風の風向・風速, 基準風(気象台など代表となる観測点での風)の風向・風速との関係等) ②地表付近の風の状況(地表付近の風の風向・風速, 突風率(平均風速と最大瞬間風速の比)等突風の状況等) ③強風の状況(強風の発生場所, 発生時の上空風や基準風の風向・風速との関係等)	対象事業に伴って風害を受けるおそれのある住居等が周囲に存在する場合に実施する。
	地形・地物の状況	地形の状況, 周辺の中高層建築物等の位置, 規模, 分布状況等	
(13) 植物	陸生植物 (淡水域に生育する水生の維管束植物を含む。)	①植物相〔維管束植物〕 ②現存植生等 ③貴重な植物種・植物群落及びその生育状況 ④主要群落の現存量	必要に応じて, 蘚苔植物, 地衣植物を環境影響評価の対象とする。
	水生植物	大型藻類(藻場)の分布状況, 被度, 生育種等	
(14) 動物	陸生動物	①動物相〔哺乳類, 鳥類, 爬虫類, 両生類, 昆虫類〕 ②貴重な動物種及びその生息状況	必要に応じて, クモ類, 陸産貝類, 土壌動物を環境影響評価の対象とする。
	水生動物	①動物相〔両生類, 魚類, 昆虫類〕 ②貴重な動物種及びその生息状況	
(15) 生態系	生態系の概況	①動植物その他の自然環境に関する概況 ②大気・水環境, 地形・地質, 土壌などの基盤環境 ③広域的視点からの地域の生態系上の位置付け ④食物連鎖等生物間の相互関係の状況等	次の用語は, 下記の内容で用いている。 上位性: 食物連鎖の上位に位置する。 典型性: 生態系を代表したり, その特徴をよく現す。 特殊性: 特殊な環境等を指標する。
	種多様性	生態系を構成する生物種の種数及び密度	
	生態系を代表する生物種の状況	①上位性, 典型性, 特殊性の視点から注目される複数の種・群集(以下「注目種等」という。)及びこれらの現存量又は密度 ②注目種等の生態及び他の動植物との関係 ③注目種等の生育環境等	

環境要素	調査項目		留意事項
(16) 人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合いの場等の概況	位置、分布状況、種類、規模、利用の内容及び状況、利用環境等	施設の存在等の内容だけでなく、散策や水遊び等の利用状況にも着目する。
	人と自然との触れ合い活動の状況	活動の内容及び活動の状況等	
(17) 景観	眺望景観(眺望点から眺望する場合の景観)	①景観資源及び眺望点(利用状態を含む。)の分布 ②眺望の状態(眺望方向、景観構成要素等)等	視覚的変化の可能性のある範囲内に存在する主要なものについて実施する。
	眺望景観以外の景観(事業実施予定区域周辺の身近な景観等)	①場の状態(地形の状態、季節的変化の状況、人工物の形態等) ②利用の状態等	
(18) 文化環境	文化財	有形文化財(建造物)・記念物・伝統的建造物群等の分布	
	文化環境保存区域	文化環境保存区域の範囲等	
(19) 廃棄物等	廃棄物等に係る現状	発生及び処理の状況、減量化・再利用の状況等	
(20) 地球温暖化	温室効果ガスの発生の現状	廃棄物の焼却量、エネルギーの消費量、石灰石の分解量等温室効果ガスの発生源の状況	予測・評価において、現状との比較検討を行う場合に実施する。
(21) オゾン層破壊	オゾン層破壊物質の使用の現状	オゾン層破壊物質の使用状況、回収状況、排出状況等	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表に掲げる特定物質を使用し、予測・評価において、現状との比較検討を行う場合に実施する。

別表6 予測の項目及び方法

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(1)大気質	気象等	地形・地物の改変	・ 事業計画に基づく推定等	気象等の予測は、気象等の変化を考慮して大気質を予測する場合に実施する。
		気象状況の変化	a 風洞実験による推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
	発生源	排出ガス量，濃度，負荷量等	・ 事業計画に基づく推計	
	大気質	寄与濃度	a シミュレーションによる推計 b 類似例による推定 c 風洞実験による推計 d その他適切な方法による推計	
		総合濃度	寄与濃度にバックグラウンド濃度を加算して推計する。	評価において、バックグラウンド濃度を考慮する必要がある場合に実施する。
(2)騒音・低周波音	伝搬性状	地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化	・ 類似例による推定等	伝搬性状の変化の予測は、伝搬性状の変化の程度を考慮して音圧レベルを予測する場合に実施する。
		気象条件に起因する伝搬性状の変化		
	発生源	音源の状況（パワーレベル等）	・ 事業計画に基づく推定	
	音圧レベル，騒音レベル，周波数特性		a 理論減衰式による推計 b シミュレーションによる推計 c 模型実験による推計 d 類似例による推定 e その他適切な方法による推計	低周波音の発生について考慮する必要がある場合には、低周波音の予測も行う。
(3)振動	伝搬性状	地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化	・ 類似例による推定等	伝搬性状の変化の予測は、伝搬性状の変化の程度を考慮して振動加速度レベルを予測する場合に実施する。
	発生源	振動源の状況（振動の発生特性，卓越周波数等）	・ 事業計画に基づく推定	
	振動加速度レベル，振動レベル		a 理論減衰式による推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推計	

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(4) 悪臭	気象等	地形・地物の改変	・ 事業計画に基づく推定等	気象等の予測は、気象等の変化を考慮して悪臭を予測する場合に実施する。
		気象状況の変化	a 風洞実験による推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
	発生源	①排出ガス量，濃度等 ②排出水量，濃度	・ 事業計画に基づく推定等	
	悪臭の程度	①特定悪臭物質 ②臭気指数（臭気濃度）	a シミュレーションによる推計 b 大気濃度・排水濃度関係式による推計 c 類似例による推定 d その他適切な方法による推計	
(5) 水質	水象等	①水象の変化	[河川水象・湖沼水象] a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定 [海域水象] a シミュレーションによる推計 b 水理模型実験による推計 c 類似例による推定 d その他適切な方法による推計	水象の変化の予測は、水象の変化の程度を考慮して水質を予測する場合に実施する。
		②水温の変化	a シミュレーションによる推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推計	水温の変化の予測は、公共用水域への温・冷水の排水により水生生物，利水等に影響が予想される場合を実施する。
	発生源	排出水量，濃度，負荷量等	・ 事業計画に基づく推計	
	水質	汚濁物質等の濃度	a シミュレーションによる推計 b 水理模型実験による推計 c 類似例による推定 d その他適切な方法による推計	
	(6) 底質	水象等	水象の変化	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定
	発生源	排出水量，濃度等	・ 事業計画に基づく推定等	
	底質	有害物質等の濃度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(7) 地下水質	地下水象等	地下水象（表層地下水，被圧地下水，土層地下水及び亀裂帯の地下水）の変化	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c シミュレーションによる推計 d その他適切な方法による推定	地下水象等の予測は，地下水象等の変化を考慮して地下水質を予測する場合に実施する。
	発生源	浸透水量，濃度等	・ 事業計画に基づく推定等	
	地下水質	有害物質等の濃度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c シミュレーションによる推計 d その他適切な方法による推定	
(8) 土壌	汚染土壌の措置	汚染の除去等の措置が及ぼす影響	事業計画に基づく推定	現況調査において土壌汚染が確認された場合に実施する。
	土壌汚染	特定有害物質等の濃度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(9) 地形・地質	地形	①地形の変化の程度 ②特異な地形の消滅又は改変の程度 ③土地の安定性の変化の程度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	土地の安定性の変化の程度の予測は，当該事業により直接改変を受ける区域が，防災関係法令等により指定されている地域地区にかかる場合又は近接する場合に実施する。
	地質	・特異な地質の消滅又は改変の程度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(10) 地盤	①土層地下水の取水による地盤の沈下の程度		a 圧密理論モデルによる推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
	②構造物等による地盤の変形の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	沖積層及び洪積層の圧密沈下の程度についても考慮する。
(11) 日照	冬至日における日影時間の変化		a 日影図による推計 b 模型実験による推計 c その他適切な方法による推計	
(12) 風害	地表風の風向・風速の変化の程度及び変化する範囲		a 風洞実験による推計 b シミュレーションによる推計 c その他適切な方法による推定	樹木等による風向・風速の変化についても考慮する。

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(13) 植物	①植物相、植生の変化の程度 ②生育環境の変化の程度 ③貴重な植物種・植物群落の消滅の有無 ④主要群落の現存量の変化の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(14) 動物	①動物相の変化の程度 ②生息環境の変化の程度 ③貴重な動物種の消滅の有無		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(15) 生態系	①生態系の変化の概要 ②種多様性の変化の程度 ③注目種等の生育環境の変化の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(16) 人と自然との触れ合い活動の場	①触れ合いの場等の改変の程度		・ 事業計画に基づく推定	
	②触れ合い活動の場の利用状況の変化		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(17) 景観	景観資源	すぐれた景観資源の消滅の有無、改変の程度	・ 事業計画に基づく推定	景観における価値とは、人が受ける視覚的な印象の強さにより認識されるものであり、多くは地域特性によって異なるものであることに留意する。
	眺望景観等	普遍価値（誰しもが普遍的に共有しているような価値）及び固有価値（特定の地域や特定の主体に固有な価値）の変化の程度	a 完成予想図 b モンタージュ写真 c コンピュータグラフィック d 模型 e その他適切な方法	
(18) 文化環境	文化環境の変化の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(19) 廃棄物等	①廃棄物等の種類及び発生量等 ②廃棄物等の種類ごとの処理体系に及ぼす影響 ③再生資源の量等		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(20) 地球温暖化	①CO ₂ 等温室効果ガスの発生量 ②省エネルギー対策・緑化対策等による温室効果ガスの発生抑制効果の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	主要群落の現存量の変化に伴うCO ₂ の吸収量の変化についても考慮する。
(21) オゾン層破壊	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表に掲げる特定物質の排出の抑制又は使用の合理化の程度		・ 事業計画に基づく推定	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表に掲げる特定物質を使用する場合には実施する。

別表7 説明用資料の作成の際留意すべき事項

事前配慮書に関する説明会資料や実施計画書及び評価書案の要約書については、市民意見を求めるための資料と位置づけられることから、市民にとって分かりやすく、かつ市民が意見を述べるにあたっての情報が適切に取得されるよう配慮して作成することが重要である。

このため、要約書及びその他の説明用資料の作成にあたっては、以下の事項に留意する必要がある。

図書等	留意すべき事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の要約書については10～20ページ程度、評価書案の要約書については20～30ページ程度を目安とすること ・文章は「ですます調」で記述すること。また、本文のフォントは10.5～12ptを目安にできるだけ大きいフォントを使用する、行間を詰めすぎないなど、見やすい図書とすること ・カタカナ用語や省略したアルファベット等の使用はできるだけ避けること ・市民が聞きなれない用語については、巻末に用語解説をつけるとともに、当該用語が出現するページには用語解説があることを明記すること ・詳しく知りたい人のために、評価書案等の参照すべきページを記載するとともに、図書の縦覧場所等を明記すること ・要約書等の内容及び環境影響評価制度全般に関する問い合わせ先（事業者及び神戸市環境局）について記載すること ・分かりやすい箇所に、環境影響評価手続のフロー図を記載し、当該図書に係る手続がフロー図のどこに位置するか、当該図書の性格・目的は何か、どのような観点からの市民意見を求めるのか、意見書の提出方法等について、分かりやすく記載すること
事前配慮書に関する説明会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的・必要性、事業計画の概要等について具体的に記述すること ・地域の環境特性や事業の特性、事前配慮事項に従って設定した複数の事業計画案及びその特長、複数の事業計画案の相互比較の結果等については、表を用いて簡潔に整理すること ・十分な環境配慮がなされているかについて、事業計画案・環境要素ごとに○×等の記号等を用いて分かりやすく評価すること ・事前配慮の検討結果を今後の事業計画にどのように反映させていくのかについての考え方を丁寧に記述すること

図書等	留意すべき事項
実施計画書の要約書	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配慮手続を踏まえた計画内容を初めて公表することとなるため、事業計画の内容を地図等を用いて丁寧に説明するとともに、そのような事業計画に決定した理由や重点的に環境配慮を行った事項などについて分かりやすく説明すること ・環境に影響を及ぼすおそれがある行為等を具体的に示したうえで、行為等・環境要素関連表に整理しながら、調査・予測及び評価の対象とする環境要素を抽出すること。また、調査・予測及び評価の対象としない環境要素については、その理由を分かりやすく説明すること ・計画している調査・予測及び評価の方法を環境要素ごとに表に整理するとともに、整理にあたっては、専門用語等の使用を避け、なるべく簡潔に記載すること ・このほか、環境影響評価を実施するにあたっての特筆すべき地域の概況や特に留意する事項等があれば記載すること
評価書案の要約書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画及び事前配慮の内容、行為等と環境要素の関連、調査・予測及び評価の方法等を整理して記載すること ・調査・予測及び評価の結果については、環境要素ごとに記載すること ・調査結果については、現地調査を中心に、重点的な項目に絞り、できるだけ図表を用いて簡潔に説明すること ・特に定量的な予測については、結果を数値で示すだけでなく、現況と将来を比較して説明すること。また、居住地等との位置関係がイメージしやすいように、予測結果を地図上に表示するなど、分かりやすい表現に努めること ・評価結果については、講じようとする環境保全措置が事業者により実行可能な範囲内で最善のものとなっていることを分かりやすく説明すること。また、環境保全に係る基準又は目標等との維持・達成に係る整合性が図られているか否かについて簡潔に説明すること ・総括的な総合評価については、個別評価結果の一覧表のみを掲載するのではなく、平易な文章で説明すること
説明会等で使用するべきその他の資料	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会では、できるだけスライド形式の資料等を用いた説明を行うこと。資料の作成にあたっては、字数が多くなりすぎないなど、見やすさの工夫をすること ・図書の周知にあたっては、環境影響評価等のポイントを A3 裏表等に簡潔にまとめた資料を作成すること ・これらの資料についても、インターネットでの閲覧を可能とすること

別表8 インターネットの利用により図書等を公表する際留意すべき事項

留意すべき項目	留意すべき事項
公表するドメイン	<ul style="list-style-type: none"> ・市のウェブサイトに掲載する場合を除き、市民が容易に情報に到達できるよう、次の点に留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者自身の事業概要等を公表するウェブサイトと同一ドメイン又は事業専用を取得したドメインを使用すること ・ ドメインは継続的に利用可能な状態とすること
公表するファイル形式等	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの利用により公表するファイルは原則としてPDFファイルとすること ・PDFファイルの作成にあたっては、閲覧者の利便性を考慮し、できるだけ保存、印刷ができる形式にすること ・掲載量の多い図書については、1MB～2MBを目途に、必要に応じて分割した複数のPDFファイルについても準備すること ・画像データについては、閲覧に支障がない範囲でできるだけ圧縮したものをを用いること ・公表するファイルのバックアップを保管し、万一サーバーにトラブルがあった際にも、速やかに情報提供が可能な状態とすること
公表方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・市の環境影響評価制度のウェブサイトとの相互リンクを掲載するなど、利便性の向上を図ること ・事業者自身の事業概要等を公表するウェブサイトのトップページ又は新着情報等から、図書類の公表を行っているサイトへのリンクを掲載すること ・事業完了届提出後、3年間を経過するまでを目途に公表を継続すること
各種図書等に使用する地図等の著作権	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図表等は、多くの場合、著作権法上の著作物に該当することに留意すること ・既存資料から転載する場合、著作権法上の「引用」に該当する場合は必ず出典を明らかにするとともに、「引用」に該当しない場合は著作権者の許諾を得ること ・インターネットの利用により公表を行う場合は、著作権者から「自動公衆送信権」についても、改めて許諾を得る必要があること ・地図を利用する場合にあっては、測量法に基づく複製承認や著作権法に基づく許諾が必要な場合があるため、事前に十分確認すること ・自らのウェブサイトで公表する場合は、「公衆送信の禁止」、「改変利用の禁止」を公表サイトのトップページ等、最も目にするページに明記すること
希少種等の位置に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・希少種等の生息・生育場所に関する情報など、開示することにより環境保全に支障を生じるおそれがある情報については、これらの場所が特定できない形で公表するなどの配慮を行うこと ・事業実施区域及びその周囲の環境の状況によっては、種名の公表を控える必要がある場合もあるため、図書作成時に神戸市環境局と十分協議すること